

⑧その他の創意工夫の取組み

<p>区分及び事業名</p> <p>※1から4までのいずれか該当するもの一つに○を付し、()に事業名を記入してください。</p> <p>※1から4までの複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。</p>	<p>1 人権相談分野(事業名：)</p> <p>2 地域就労支援分野(事業名：地域就労支援事業)</p> <p>3 進路選択支援分野(事業名：)</p> <p>4 生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野(事業名：)</p>
<p>取組内容</p> <p>※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。</p> <p>【現状】 ※平成27年度まで</p> <p>地域就労支援事業では、拠点として地域就労支援センターを運営し、就労相談や就職支援イベント、スキルアップ講座の実施などを通じて就職困難者の就労を支援している。</p> <p>ただし、センターでは、利用者に対して具体的な仕事の紹介やあっせんは行っておらず、その場合は、市が実施している他の事業や市以外の実施機関を案内している。</p> <p>【現状における課題】</p> <p>センターの支援を受けた利用者の次段階のニーズは、センターによる仕事の紹介やあっせんといった直接的な就職活動に対する支援であるが、現状の役割分担として、相談から就職スキルの向上など当人による求職活動ができる段階までの支援を委託事業者が担当し、仕事の紹介・あっせんについては委託事業者と連携しながら市が別に運営している「しごと情報ひろば」や市以外の支援機関を活用することになっている。</p> <p>支援にあたっては、利用者・企業双方の多様なニーズをきめ細かく把握し、精度の高いマッチングや就職後の定着率向上を図ることが求められるが、現状の支援体制では十分に整っていないことから、見直しが必要な状況にある。</p> <p>【取組み内容】</p> <p>相談を受けたセンターが職業紹介事業も実施する。相談から仕事の紹介・あっせんまで一貫した支援を行うことで、利用者一人ひとりの状況に応じたきめ細かなサービスを提供することが可能となり、利用者が安心して就職活動に取り組めるだけでなく、企業側としても利用者の事情等を踏まえた採用判断や受入態勢を整えることが可能となり、就職率の向上や就職(採用)決定後の定着率向上が期待できる。</p>	